

中小企業向け資金対策（23年4月時点）

金融機関

		融資限度額	返済期間	金利	保証料	条件
保証協会	【セーフティーネット保証5号】	8千万円(無担保) 2億8千万円(有担保) 通常の保証と別枠	10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.8%	●市区町村の認定。以下のどちらかに該当 ①最近3か月の売上高等が前年同期比5%以上減 ②震災後、最近1か月の売上高等が前年同期比20%以上減かつ、その後2か月も20%減の見込み ●全業種可(23年9月まで)
	【災害保証】	8千万円(無担保) 2億8千万円(有担保) 通常の保証と別枠	7年以内(運転) 10年以内(設備)	金融機関 所定	0.8%	●直接被害で罹災証明が必要 *直接被害・・・事業所または事業用資産が、全壊・半壊・流出・浸水等の損害
政府系金融機関	【災害復旧貸付】					●直接被害、間接被害が対象
	①日本政策金融公庫(旧 国金)	3千万円	10年以内	2.25%	なし	*罹災証明がある場合、金利マイナス0.9%
	②日本政策金融公庫(旧 中小公庫)	1億5千万円	10年以内	1.75%	なし	*間接被害・・・被害を受けた方の事業活動に依存しているため、売上が大幅に減少している等、災害により発生した運転資金。 →例:得意先、仕入先が東北地方にある。
	③商工中金	1億5千万円	10年以内	1.75%	なし	●直接被害で罹災証明が必要なケースが多い。
銀行 プロパー	都市銀行・地方銀行 信用金庫	2~5千万円	5年~7年	金融機関 所定	なし	

*リスク中は別枠の融資であっても新規借入は厳しい。

金融機関以外の資金調達

		借入限度額	返済期間	金利	条件
倒産防止 共済	【一時貸付】	掛金総額の70%~95%	1年(期限一括)	0.9%	特になし
	【貸付】	以下のいずれか低い額 ①回収困難となった売掛債権の額 ②掛金総額の10倍	5年(毎月均等)	無利子	取引先が倒産し、売掛債権等が回収困難となった場合
小規模 企業共済	【一般貸付】	解約手当金の範囲内 上限1千万円	1年~5年(半年ごと)	1.5%	特になし
	【災害時貸付】	解約手当金の範囲内 上限2千万円	1年~6年 (据置1年)	0.9%	
生命保険	【契約者貸付】	解約返戻金のおおむね7~9割	任意	保険会社 所定の 利率	

Point

- ①全業種対応の緊急融資(5号認定)が23年3月で終了予定だったが、災害により9月まで延長。長期的に資金調達が必要な場合は、セーフティーネット5号融資であれば10年で借入可能。
- ②500万円から2,000万円くらいの資金で可&5年返済で可能な場合、市区町村の利子補給等がある制度が良い。
例:新宿区・・・上限1,000万円、利子補給全額、保証料全額補助(23年9月末まで)
港区・・・上限2,000万円、会社負担金利0.1%のみ
- ③災害に関する融資はあるが、間接的な被害(計画停電で営業できず売上減など)に対しての融資は少ない。間接被害にどれだけ対応してくれるかが不透明なので、セーフティーネット5号融資で資金調達の方が借りやすい。

助成金

	概要	受給できる金額	条件
緊急雇用安定助成金	売上減少・事業活動の縮小に伴い、休業・教育訓練・出向を行った際に、従業員に支払った休業手当、賃金等の一部が支給される助成金。 *休業の場合、給与の60%以上の休業手当が必要。	①従業員の休業を行った場合 休業手当相当額の80% (1日最高 7,505円) ②従業員に教育訓練をした場合 休業手当相当額の80% (1日最高 7,505円) + 教育訓練費 3,000円 * 半日教育の場合(3時間以上)は②の金額の半分	1 次のいずれかにか該当 ①直近3か月とその前の3か月の売上平均と比べて5%以上低下 ②直近3ヶ月と前年同期3か月の売上平均を比べて5%以上低下。ただし、直前の決算が赤字であれば、5%未満の低下でも可。 2 休業、教育訓練の対象者が雇用保険に加入していること。

支出削減

		減額可能額	条件
法人	銀行借入金	リスクにより100%ではないが、元金据置可能(利息のみ支払)	21年11月に成立した金融円滑化法により、返済減額への対応が緩和。(下記、住宅ローンも同様) 1年ごとに返済条件を見直すことが多い。またリスクの際、追加保証料が発生。
	倒産防止共済	最低5,000円まで減額可能	事業規模縮小 事業経営の悪化
法人 個人	生命保険	・減額 ・払済(支払いストップ・保険期間継続・保障額減少) ・延長(支払いストップ・保険期間短縮・保障額継続) ・失効(保障無し・返戻金有り)	注意点 ① 払済に変更した時点で会計処理が必要。 ② 失効の際、時効が3年。3年以内に解約必要。もしくは復活(契約を元に戻す)が可能。
個人	住宅ローン	最長15年間延長可能 最長3年間元金据置可能 (利息のみの支払い) 元金据置中は金利1%引下げ	①以下のいずれかに該当 1 年収/年間返済額が4倍以下 2 収入月額が世帯人数×64,000円以下 3 収入減少割合が20%以上
	小規模企業共済	最低1,000円まで減額可能	特になし

※古田士公認会計士事務所にご協力いただきました。